

# 隣保館の今日的役割についての厚労

## 「同和地区の生活上の地域福祉推進のための

厚生労働省交渉（10年11月2日）での「隣保館設置運営要綱」にかかわる「地域住民」「周辺地域住民」についての地域福祉課長回答と大阪府からの問い合わせについての厚労省回答で、厚労省は、あらためて隣保館の今日的役割が同和地区の生活上の課題解決に向けた地域福祉推進のための拠点施設であることを明らかにした。中央生活労働運動部の見解と合わせて掲載する。

### I. はじめにーこの間の経過

(1) 部落解放同盟中央本部と厚生労働省との交渉（2010年11月2日）における宮本真司・地域福祉課長の回答。

「結論としましては、『地域住民』という言葉で私どもが表していると認識しておりますのは、同和対策事業

の指定の受けているかどうかに関係なく、部落けていた「地域」に居住されている皆さんで、辺地域住民」といった場合にはそれらの「地域」に居住している住民の皆さんと認識しているというのが基本的理解です。」

### II. 厚労省回答のとらえ方ー積極的意義と意味

(1) 隣保館の同和問題解決という目的をあらためて明確にした。

① 「隣保館設置運営要綱」に係る大阪府の厚生労働省への問い合わせに対して、厚労省は「運営要綱における『地域』とは同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」とであると回答した。

② 「隣保館設置運営要綱」（2002年8月29日、厚生労働省社会援護局長通知）には隣保館の今日的役割が「地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進」にあるとされている。

③ 回答をふまえるならば、隣保館は同和地区の生活上の課題解決に向けた地域福祉推進のための拠点施設ということになる。「地対財特法」失効後、特別対策が終了したことをもって隣保館の同和問題解決という役割がいまいにされてきた市区町村があることを考えることこの意味はきわめて重要である。

③ 同和行政の出発点は部落差別の現実である。盟は今日の部落差別の現実を5つの領域からという考え方を確認してきた。その中で同和地区にあらわれる行政課題を把握し、一般施策をこれを解決するためには当然、行政課題を把握地域を設定せざるをえない。

④ しかし、「法」が失効し「同和地区」はなにか、「法」が失効し「同和地区」だということと差別といった考え方がまことしやかに語られている。理屈で部落差別の現実が放置され、一般施策をすすめられるべき同和行政の責任が放棄される。

⑤ 厚労省の回答は隣保館行政だけの問題で、「法」失効後の同和行政の基本姿勢にかかわり、回答を武器にあらためて同和問題解決へ向責任を明らかにさせる取り組みを推進していく。当然、その場合も行政責任万能論や行政依

# 課題解決に向けた 拠点施設」と明確に

和地区のニーズを反映させることが求められる。

③実態把握にあたっては、「隣保館設置運営要綱」の趣旨から、同和地区(差別される側のみ)の実態把握にとどまらず、市町村で発覚した部落差別事件の実態把握、市民の人権意識についての実態把握など、同和問題の解決に向けた課題を適切に把握することが必要である。

が求められる。

(5) 地域住民の活動が隣保事業であることを明確に認めた。

①厚生労働省は地域住民が実施する活動について「地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクリエーション活動は隣保事業に含まれる」「同じ貸し館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸し館は隣保事業に含まれる」と回答した。

②同和地区住民が「福祉の向上」「人権啓発」や「地域交流」のために取り組む諸活動が隣保事業であり、隣保館はこうした事業を積極的に推進していくことが必要であることを明確に認めたことの意味は大きい。隣保館事業が安易な貸館業務にとどまってはならないのである。

③また、社会福祉法(第2条)には「隣保事業」とは「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること」と規定されている。

(4) 未指定地区の問題を認めた。

①さらに運営要綱における「地域」は「何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」をも含むとされたことから、上記の隣保館事業は、いわゆる全国に1000カ所あるとされている「未指定地区」の実態や課題をふまえたものであることが求められることになる。また、隣保館が設置されていない「未指定地区」において積極的に「広域的隣保活動事業」が実施されなければならないこととなる。

②ただし、「何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」を誰が、どのような方法で認定するのか、厚生労働省と都府県、市町村との共通の認識と方法を確立させるための部落解放運動の役割

## Ⅲ. これからの取り組み

(1) 厚生労働省へのはたらきかけ

①「隣保館設置運営要綱」にかかわる大阪府からの厚生労働省への問い合わせに対する回答内容を都道府県、市区町村の担当者へ丁寧に説明するように厚生労働省に求めたい。

②隣保館を通じた同和地区の実態把握について「社会福祉推進事業のなかでこうした調査についても可能な限りの取り組みをまいりたい」とした厚生労働省交渉回答をふまえ、2011年度の実態調査の実施を求めていく。

③実態調査の実施にあたって、我々が求める調査の内容を具体的に提案できるように生活労働運動部を中心に作業

1トの実施など、同和問題解決へ向けた課題の把握に取り組むことを求めていく。

③全隣協と連携し、隣保館事業に求める具体的な事業内容、同和問題解決の課題を把握するための実態調査の内容や手法について具体的な中味を提案できるように生活労働運動部を中心に作業を急ぐ。

④都府県、市区町村における「地対財特法」失効後の同和行政の推進、すなわち一般施策を活用した同和問題の解決にあたって「同和地区」という地域、そこに居住する住民を対象として課題の発見、施策の活用をすすめることを進めたい。

## 大阪府からの情報開示請求にもとづく厚労省回答

2010年12月13日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活改善係 様

大阪府では、府内の市町や各種団体から、隣保館の対象とする地域の考え方や、隣保事業の内容等について、問い合わせを受けております。

つきましては、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金の適正な執行を図り、府内隣保館の円滑な事業運営を行うため、下記の疑問点についてご教示ください。

## 1. 隣保館が対象とする利用者(住民)の範囲について教えてください。

- (1) 隣保館設置運営要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」とは、旧法(地対財特法)で定められていた『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』及びその周辺のことを指しているのでしょうか。①②それぞれ具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答え)

運営要綱における「①地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域の住民を示しています。

また、「②周辺地域住民」は、①で示す地域に隣接する地域の住民を示しています。

- (2) また、社会福祉法で記載されている「③近隣地域における住民」とは、どのような範囲ですか。要綱で記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」との関係から見て、具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答え)

社会福祉法第2条の隣保事業は、「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各

たり前のことを明確にした。

①「地対財特法」が失効し、特別対策を実施するために設定された「地区指定」はなくなったが、部落差別を受ける地域があることは「法」の失効とは無関係である。しかし、「法」の失効が同和地区を想定して同和行政を推進することを拒否しているかのような理解を行政関係者に与えたり、「法」の失効を曲解して同和行政の廃止や縮小をすすめたりする自治体がある。

②こうした中において「法」失効後の同和行政を「同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域」や「何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」を対象として進めていく必要があることを、厚生労働省が「隣保館設置運営要綱」の解釈にかかわって明らかにしたことは重要である。

(3) 隣保館の運営の前提に同和問題解決の必要性を認めた。

①隣保館の運営にあたっては運営要綱に明記するように「地域のニーズを反映した事業に取りにより、隣保館への住民の期待に応えることができる」ことから、同和地区のニーズが前提となり、区の実態把握が隣保館運営にとって不可欠となる。

②「隣保館」における地域福祉事業「隣保館モ」

「隣保館における地域交流促進事業」「隣保館に統的相談援助事業」の「事業実施地域」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」ということになり、事業実施にあたって

